

熱中症予防を理由とした 施設利用キャンセルについて

川崎市の熱中症予防対策の一環として、以下の適用条件を満たしている場合は施設キャンセル料金は徴収しません

当施設においては、体育館・テニスコートが対象施設になります

その他の施設については対象外です

今年度は7月1日～10月23日まで実施します

適用条件

- (1) 「熱中症警戒アラート」又は「熱中症特別警戒アラート」が施設利用日に神奈川県で発表されている場合
- (2) 利用日前日又は当日に発表された暑さ指数観測地点「横浜」における利用日の暑さ指数予測値が31度以上、又は利用日当日の暑さ指数実況値が31度以上

以上のいずれかの条件を満たしている場合、利用日の前日から利用時間直前までにセンター窓口へ熱中症予防によるキャンセルを申し出た際は、無料にてキャンセルを受け付けます。